個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護システム
行政機関等の名称	小松島市福祉事務所
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務のため
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.世帯主氏名、5.住所、6.宛名番号、7.世帯番号、8.受給状況、9.ケース番号、10.電話番号、11.携帯番号、12.世帯類型、13.口座番号、14.口座名義人氏名、15.国籍、16.開始年月日、17.廃止年月日、18.世帯主登録SEQ番号(個人)、19.登録SEQ番号(個人)、20.ログ用住基番号、21.各扶助関係情報、22.返還金等ﾃﾞｰﾀ、23.ケース診断会議、ケース検討会等情報、24.資産等情報、25.扶養義務者等情報　26.施設入所状況等情報　他
記録範囲	生活保護世帯人員
記録情報の収集方法	住民記録及び戸籍担当部局 本人への聞取り及び申請等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・市保健センター(一部) ・ＮＨＫ(一部)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）小松島市福祉事務所
	（所在地）〒773-8501　小松島市横須町１番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	レセプト管理システム
行政機関等の名称	小松島市福祉事務所
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務のため
記録項目	1.氏名、2.生年月日、3.性別、4.住所、5.開始年月日、6.廃止年月日、8.受給者番号、9.医療機関名、10.券交付年月、11.診療報酬明細書等情報
記録範囲	医療扶助を受ける生活保護世帯人員
記録情報の収集方法	生活保護システム及び支払基金 レセプトデータ等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）小松島市福祉事務所
	（所在地）〒773-8501　小松島市横須町１番１号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>